

2019年5月31日

日 本 銀 行

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先の
選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）に基づくコマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入事務に関し、日本銀行金融ネットワークシステムによる振替社債等資金同時受渡関係事務を利用して行うこととすること等に伴い、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日決定）を別紙のとおり一部改正し、本年6月3日から実施することとしましたので、お知らせします。

ただし、一部改正前の「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先の選定に関する細目」に基づき、現に買入対象先として選定されている先にかかる取扱いについては、本年6月3日から本年7月15日までの間、なお従前の例によることとしましたので、併せてお知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-1272）

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における
買入対象先の選定に関する細目」 中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 買入対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、略（不変）

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用していること

ハ、社債等振替制度の加入者（株式会社証券保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」第2条第10号に規定する加入者をいう。）であること

ニ、振替社債等資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること（ト、の場合を除く。）

ホ、決済照合システム（株式会社証券保管振替機構が行う有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理するシステムをいう。）を利用していること

ハヘ、略（不変）

ト、買入に係る資金決済を委託する場合には、その買入に係る資金決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた者であって、振替社債等資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、かつ、イ、ロ、およびハヘ、の要件を満たすものに委託すること